

入札監理小委員会
第 40 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 40 回入札監理小委員会
議 事 次 第

日 時：平成 20 年 6 月 20 日（金）18：40～19：51
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

① 実施要項（案）の審議

- 中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務
（（独）中小企業基盤整備機構）

② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

檜谷主査、渡邊副主査、逢見副主査、稲生専門委員

（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）

経営基盤支援部 仁賀部長

総務部総務課 堺井課長

経営基盤支援部人材支援調整課 佐藤課長代理

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、森山参事官、徳山企画官

((独) 中小企業基盤整備機構関係者入室)

○**榎谷主査** それでは、ただいまから第 40 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」の実施要項（案）について 2 回目の審議を行います。

本日は、独立行政法人中小企業基盤整備機構経営基盤支援部仁賀部長に御出席いただいておりますので、前回の審議をふまえて修正した実施要項（案）の内容等につきまして御説明いただきたいと思います。説明は 10 分くらいをお願いします。

○**仁賀経営基盤支援部長** 先週議論させていただきまして、それを踏まえまして修正文をお持ちしましたので、それに基づきまして御説明させていただきます。資料は、A-②とさせていただきます。

まず 1 ページ目から 2 ページ目にかけてでございますが、今回、大きく変えたところがございます。簡単に言いますと、前回話題になりました自主研修というものでございます。自主研修というものにつきまして、これは特に委託事業としてしなくてもいいのではないかとということで、すべてそれは削除をしております。

国費を受けて行う研修を指定研修と言うのですが、機構で言います自主研修と申しますのは、それ以外の研修で機構自身が指定研修の合間に事業を行っていたというものでございます。したがって、自主研修自体の研修費用は受益者負担で賄っていた。機構自体としては、自主研修を実施することによって研修委託のノウハウを活用するとか、あるいは蓄積するとか、そういうようなことでやっていたので、そういう意味で自主研修と言っていたわけでございます。具体的には、大企業に対する研修とか、オーダーメイド研修ということで、各大学校で数件実施してきていたわけです。

しかし、今回民間事業者の方には研修施設を利用して収益事業が実施できるということになっておりまして、我々の考えていた自主研修というものもこの施設の中でできることになっております。その観点で、自主研修というものを設ける必要はなかりょうと考えております。

現実にモデル事業のときでも実際に受託者の実施ということにはなかった分野でもございます。今回はそういうことを踏まえまして、民間事業者に対しまして指定研修を中心に考えて事業を実施していただく方が妥当だと考えまして除外したわけでございます。その修正文がこの 1 ページ、2 ページのところでございます。

次に、3 ページで開校日率のところでございます。表の一番下のところでございますが、研修室の利用状況でございます。旭川校が 66% ということで、これは我々がモデル事業を実施する前の数字をベースに計算したのでございますが、施設利用の観点から民間事業者が実施した長期的に 2 年を計算しますと 75% という数字になるので、75% ということで修正して高目にしたいと思います。これによって、施設の利用状況がちょっと上がってくると考えている次第でございます。

4 ページは、先ほどの内容でございます。

5 ページの減額基準のところでございます。これは要求水準計画値の 80% ということでございましたが、前回これだとちょっと甘いのではないかとという話もございまして 90% とさせていただきます。ここで対象としている数字が要求水準計画値となっております、

これは民間事業者が企画して出してくる数字でございます。それに対して**90%**ということなので、要求水準計画値は要求水準値、我々が要求する水準よりも上に出てきますので、**90%**という形になっても要求水準値に極めて近い数字、あるいはそれより上の数字になると考えておる次第でございます。

また、こういう形で指定することによって、企画提案の段階でちょっと実施できないような計画を出す人が少なくなると考えておりました、**90**という形がバランスのいい数字ではないかと考えておる次第でございます。

そのほかに、7ページ、8ページは同様の趣旨でございますが、10ページ及び14ページのところでございます。地方公共団体との間で連携した事業の実績が豊富であるかという形に以前はなっておりまして、その結果、参入障壁がちょっと厳しい、入札参加者が限られるのではないかという話がありました。そういうことだったので、我々といたしましてもそれは望むところではなくて、公共サービスや、あるいは経済についての研修業務遂行の基礎基盤となる知見を有しているか、という形で入札範囲を入札が増えるような形にしたいと思っている次第でございます。

我々にとっても、地域の支援機関を支援するという役割がございまして、そのためにこういう形で我々の事業を実施する民間事業者が公共サービスや、あるいは公共サービス等について知見を有しているという話は重要だと考えておりまして、こういう形での審査項目にしたいと思っている次第でございます。

以上が修正した部分でございます。

○櫻谷主査 ありがとうございます。今の御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらご発言願います。

では、稲生委員どうぞ。

○稲生専門委員 まず自主研修についてですが、これを委託の対象から外したということございまして、これ自体についてはわかりやすくなったかなということではあるんですけども、そうすると逆に民間さんが自主研修なるものやってみたい。できるだけ稼働率を上げて効率的に御使用いただくのは望ましいところだと思いますが、そういう御提案があったときにはどうされるのでしょうか。やはりあくまでも指定研修の範囲で頑張ってくれという言いぶりになるのか。そこは、この直してある実施要項を見る限り、除かれているので自主研修はしないでくれという趣旨で今回変更なされたのか。その点をお聞きしたいと思えます。

○仁賀部長 してほしくないというわけではなくて、それは一般事業の範囲でやってくださいということでございます。更に、我々がもし協力する必要があるれば、それは彼らといういろいろな提携を結びながら事業をするということは十分考えております。

○稲生専門委員 そうすると、委託事業そのものではないんだけど、やっても構わないとなった場合にその利用関係ですね。委員の中でも議論をしたんですけども、要するに使用貸借では困るはずでありまして、そういう事業をする場合にはレンタル料的なものを事業者から取るのか、取らないのかとか、そこら辺の関係が非常にあいまいになってくるような気がするんですが、そこはどういうふうに処理されるのでしょうか。

○仁賀部長 まずは、施設自体は民間事業者にこの5年間ずっと使ってもらおうという話になっております。

○稲生専門委員 ですから、その趣旨としては、指定研修で使っていいよということで契約を結ばれるわけですね。だから、民間さんがその部屋を使えるというのはあくまでも指定研修に対するものだけに限られてくるのではないのですか。

○仁賀部長 そうではなくて、その5年間、施設を管理してください。その中でこういう指定研修をやってください。その他、事業として一般の事業は行っても構いませんということになっております。

○稲生専門委員 そうすると、利用権はその中に発生してくるので、特段それについてレンタル料みたいなものを払っていただく必要はなくなるわけでございますか。

○仁賀部長 はい。施設は自由に使っていただいて結構であると。

○稲生専門委員 その場合に、研修事業をやる主体はあくまでも民間さんの名前でやるんですか。つまり、中小企業機構さんのお名前が出てこなくて、例えばA社という名前の受託者の事業として看板が付いて、その事業でお貸しして研修をやるという理解でよろしいのでしょうか。

○仁賀部長 そうです。

○渡邊副主査 そうすると、研修と施設を管理して利用するという点については、違う内容の業務を委託していると思うんですけれども、その管理・利用の部分から言うと第三者に貸せばそれなりの収入がある。他方、自主講習というものをやった場合もそれに対する受講料があるわけですね。それで、いずれについてもそれは事業者が自分たちの利益としていい。自分たちの収益としていいという仕切りだということですか。

○仁賀部長 はい。そうですね。

○渡邊副主査 説明を伺って、何か施設の管理使用の利用権を設定してやるということと、業務委託の範囲というか、何を委託しているのかというのが、私は随分混乱してきているんですけれども、業務委託の内容としては、繰り返しになりますが、指定研修を言われたようにやってくださいというのが1つですね。

2つ目が施設の利用・管理で、施設の利用に関して言うと、第三者に使わせてそこから収益を得るよというのが普通の管理業務だと思うんですけれども、今のお話だとそれを超えて自分の好きなように使っていいという利用権を設定しているということですか。事務局の方でもし整理しておられたら教えていただきたいんですけれども。

○徳山企画官 第三者に貸すという話は伺っていないんですけれども。

○仁賀部長 第三者に貸すというか、委託を受けた方が大学校の施設を使います。それで、大学校の中で我々のお願いした研修をまずやってもらいます。そのほかに、彼らが別に新しい研修とかをやりますという話については、これは是非やってくださいという整理なんです。

○渡邊副主査 その是非やってくださいというのは、この仕組みの中でやる話なのか、この仕組みの枠外としてやられるお話なのかというのを確認したいんです。

自主研修について、この仕組みの枠内でやるのか、それともこの仕組みとは違う、例えばさっき提携とかおっしゃいましたね。この枠組みではないところでやるつもりなのか。そこをはっきりさせないと、施設の管理の話というのはこの中の話ですね。そこが区別できないまま伺っているのでもちよっと混乱しているんですけれども。

○稲生専門委員 実施要項の素案の1ページ目から2ページ目に「研修業務等に係る委託

業務の内容」というものがあって、①の「研修の企画及び運営に係る業務」、ここから今回は自主研修は削除しているわけですね。そうすると、残るところでもし読むとすると、②の「施設の維持管理及び運営に係る業務」というのがあって、ここにある意味では自由に使ってくださいという部分も入ってきているということになるわけですか。民間さんの自主的な研修事業についてはどこで読むんだというと、この②の運営に係る業務に入ってくる。

○仁賀部長 はい。運營業務の中です。

○稲生専門委員 そうすると、維持管理には入ってこないでしょうから、運営で読むわけですね。では、これは結局委託業務に入ってくるわけですね。委託業務に結果的には入るわけですね。

○渡邊副主査 聞いているか、聞いておられないかは別として、運営というとただ空にしておいて掃除しておけばいいという話だったら、単に維持管理の話ですよ。それを有効利用しましょうと言うから「運営」という話になるので、そうすると通常であれば空きしておくよりは第三者に、確かにこのいただいた資料でも施設使用料みたいなものを取っておられるみたいだし、第三者に貸してそこで収益を少しでも上げるというのが普通の考え方だと思うんです。

今、混乱しているのが、第三者に貸さないで自分で好きなように使っていいですよという利用権の設定をしているみたいに聞こえるんです。それは普通に言う運営ではなくて、また、好きなように使っていいですよという業務委託ではなくて、こちらが権利として相手に渡しているという話なので、そこが私の混乱する原因なんです。何をどこまでこの仕組みの中でやるかが予定されているのか。利用権を設定してあげて、それは本当に業務委託なのかというすごい素朴な疑問があります。どうされるおつもりなんですか。

○稲生専門委員 これを読むと、運営に係る業務の詳細は入札仕様書なんですよ。だから、どこかに書いてあるんでしょうか。これは皆、維持管理ばかりなんです。

○櫻谷主査 26ページに利用に関する業務とあるんですけども、これは受付だとか、宿泊だとか。

○稲生専門委員 そうですよ。だから、自主事業の云々のことは書いていないんですよ。

○徳山企画官 施設の利用料のことは書いてありますけれども、「運営」で事業をやるというところは確かに読めないですね。

○渡邊副主査 入っていないですよ。

○徳山企画官 前は自主研修というのはありましたから入っていたんですけども、それを削ったことで見えなくなってきたんです。

○渡邊副主査 でも、そうだとすると、勝手に使っていいという話ではないはずですよ。普通に読めば、入札、落札した事業者が自分が収益を上げるために勝手に使っていいという話ではないはずですね。

○仁賀部長 勝手にということではなく、当然大学の使い方としてふさわしい使い方をしてくださいという話にはなりますけれども。

○渡邊副主査 それはこの運營業務ですか。

○仁賀部長 はい。運営で読むことになります。

○**稲生専門委員** そういうことを書くんですかね。仕様書の運営のところ、自主事業を含むみたいな感じですか。そうでないと、何かおかしいことにならないですか。

○**仁賀部長** 機構法第 15 条第 2 項第 3 号に規定する業務と書いているのですけれども、この業務自体は施設を一般の利用に供することという機構の業務の中の一つとして書いていまして、すなわち施設を使ってもらうことも委託事業としてお願いしようとしている。

○**渡邊副主査** 私はこんなことを言うとてもあこぎなことを言うようで気が引けるんですけれども、業務を委託するというのはお金を払って委託をしてやってもらう話ですね。自由に使ってもらうのではなくて、使うんだったらその費用は事業者が例えば維持管理に必要な部分を払うとか、多分支払の関係が逆方向になるのではないかと思うものですから、利用権の設定なのか、機構が業務を委託しているのかということを知っているんですけれども。

○**徳山企画官** 機構法 15 条第 2 項第 3 号というのは実施要項の 46 ページですね。利用権と言っているのはちょっと難しいのかなという感じがしますが。

○**渡邊副主査** 機構が使うのは御自身が持つておられるし、それは別に機構がお金を払うとか、そういう筋合いのものではないと思うんですけれども、それが落札事業者であれ、ほかのものであれ、持つておられる施設を第三者が使うのであれば、それを使ってもらうのではなくて、使うんだったらちゃんとペ支払してください。支払をしてくださいと、普通に考えれば多分そういう話だろうと思うんです。

それは、御社が業務を委託しているという話では普通はなくて、それは賃貸借になるのか、何らかのリースとかレンタルとか、そういう話になるので、業務委託というのは御社がお金を払って頼む話で、向こうが利用するのであれば向こうがお金を払って利用させてもらうという話なので、そこが業務委託の中で御自由に御利用くださいというのが出てくるところが私は方向性がよくわからないんです。

○**徳山企画官** 方向性は逆ですね。

○**渡邊副主査** 逆ですよ。そうすると、この枠外でやるのか、枠内でやるのかという話を根本的にどう理解したらいいのか。使わせてあげるんだったら業務委託ではなくてというところが、この中で一緒に読むと言われるので大混乱したんですけれども。

○**事務局** 委託業務ではなくて、自主的に民間事業者がその場所を使ってやるんだから、その場所の使用料はちゃんと機構がもらわなければおかしいんじゃないかということですね。

○**渡邊副主査** 自主研修をこの枠外でやるということであれば、業務委託しているわけではないわけですから、それが普通ではないでしょうか。

○**仁賀部長** 現状は、その施設を有料で使っていていいですよ、実質的には、研修をやることによってそこで研修の上がりをも自分で取ってください、という形になっているんですけれども。

○**堺井総務部総務課長** 第三者であるこの請負事業者ではない方が使いたいと言った場合にはお金を取ります。施設使用料を取ります。その使用料は、この施設の運営を受託している方に払ってもらいます。それは、受託している方が光熱水料などを自ら負担してもらうために、その反対給付は機構がもらうのではなくて、受託している相手方に払っても

らいます。

それで、今回自主研修の代わりのもをやる場合には、自分に対して払ってもらって、自分が光熱水料などを負担するという形になるので、そこはうまく回るのかなど。機構の方が使用料をいただかなくて、要は機構にお願いされた研修ではない研修を彼らがやる場合には、その使用料は払ってもらいます。ただし、だれに払うかという、自分に払ってもらいます。自分は何で使用料をもらえるかという、光熱水料だとか維持管理費は自ら払わなければいけないので、その費用を埋めるために自ら払ってもら。それは、別にそういうお金のやり取りをしなくても御自身で無料で使うのと同じであるという設定を今しているということでございます。

○渡邊副主査 そうすると、単なる施設の運営ではなくて、施設を利用した事業もやっていいし、それはこれともリンクさせずに行うということでしょうか。

○稲生専門委員 この法律の15条2項3号を読んで見ると、当該施設において行う養成、研修を受ける者のため云々に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供することとあって、これが機構の本来の業務にくっ付いたような位置付けになっていますよね。そうすると、一般的な研修事業を行うということは、ある意味では貴団体の附属業務としての位置付けにはならないんですか。そこら辺がよくわからないんですけども。

○堺井課長 ですから、外の方が自分でこの場所を使ってやりたい場合には、それは公序良俗に反することをやられたら困るのですが、空いていれば通常のことではやらせてあげるわけです。それに対して、我々は施設利用料をいただきます。それは別に我々の事業ではありません。場所を貸すということです。

○稲生専門委員 レンタル料を払ってもらって使っていただくと。

○堺井課長 はい。その事業の主体はあくまでも相手方であって、その人が企画する何かの研修だったり、セミナーだったりするわけです。それと同じような位置付けで、この受託事業者さんが最初に想定した自主研修のようなもの、大企業の依頼を受けてやるものやっていたことについては、我々の事業ではないということで整理ができる。

○稲生専門委員 ただ、附帯する業務を行うための施設の利用に供するというには当てはまるでしょう。そうじゃないと、これは法律に違反してしまうわけだから、レンタル料を払ってもらにしても大企業の研修とかについても一応附帯しているというふうには考えておられるという理解でいいですか。

この15条2項3号の条文が運営の部分の根拠になっているわけですね。それで、運営ということで、ここで読みましょうという話ですね。受託者が自由にやる事業についてもここで読みましょうという話でしょう。附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供することというところでさっき言ったレンタル事業みたいなものはやっておられるわけですね。それで、今回施設を任せるということで、これも業者に任せるといえるか、自由にさせていいんだというふうに根拠条文で使っているわけですね。そういうことですね。主体が今度は機構さんから受託者である民間事業者さんがやるわけですね。

これは単なる確認なんですけれども、附帯する業務を行うということでもいいわけですね。だから、結果的に大企業の研修とか、そういうものも附帯するということが今まで貴団体がやってこられたし、民間さんもそういうことで一応附帯するということが縛りをかけて、中小企業ではないんだけれども、一応いいんだというふうなことでいいわけですね。これ

を根拠条文に読むと。つまり、施設を一般の利用に供することは、ここで読むしかないんでしょうね。

○樫谷主査 そうなんでしょうけれども、何かちょっとおかしいですね。自主研修もやることになっているんですよね。これは、要するにこの事業者がやらなかったら機構が自らやるということですか。それとも、そんなものはやめてしまうということの意味しているわけですか。

○仁賀部長 ここで言う自主研修は、要するに指定研修以外のものを言っていました。

○樫谷主査 では、機構はやらないんですか。やらないと言うのか。一応機構としては指定研修と自主研修と2つ持っているわけですね。そのときに、指定研修はそこに任せます。では、自主研修をどうするんですか。

○仁賀部長 自主研修なるものは、今まで我々はやっていました。それは我々のサービスということで民間、例えばオーダーメイドならばその方のリクエストを受けてやっていたという話ですが、それ自体は我々がやらなくても民間事業者がそういうニーズがあれば直接そこと話をつけてやっていただければ結構だと思います。

○樫谷主査 それはよくわかるんですけれども、機構の事業としてやっているものでしょう。ということは、もしこれをやらなければ中小企業大学の旭川校のサービスの全体の質が落ちるということですね。自主研修は頼まれたらやってあげるというレベルなので余り積極的ではないのかもわかりませんが、何となく2つあるんだから2つのメニューをですね。

では、自主研修はどうするんですか。やらないんですか。それは、この事業者がやるか、やらないかは任せてしまいますという話ですか。結果的にそうなっちゃいますけれども。

○仁賀部長 もし必要ならば我々は別の大学校もあるのでそこでやる話もあるでしょうし、委託事業としてどのぐらいのボリュームをやってほしいかという話についても現在、特に決めているわけでもない。そうすると、委託事業の中に入れることは必要ないだろうという理解なんです。

○堺井課長 それと、我々の方に自主研修をやってほしいというニーズがあったときには、この委託事業者に直接つなぎます。それで、委託事業者がやると言えばそこで成立するので質は落ちません。やらないとなったときには、我々自身がやることを考えます。それでやれば質は落ちません。

○渡邊副主査 その場合に、機構が施設を利用するときは、機構が受託事業者に施設利用料を払うんですか。

○仁賀部長 機構が使うときは、無償で使うという規定になっております。

○渡邊副主査 運営を任せるといえるのはどういう意味なんでしょうか。任せるといえるのは掃除とか、そういう話ではなくて、そこを使って事業を行った場合に収益が上がるかどうかわかりませんが、上がった場合にどうするのかということと、要するに払う方向がどちらの金額を話しているのかというのがクリアカットにならないまま、受託事業者にこのまま言っただけで、どこまで彼らができるのか。

逆に言うと、もっと何うと、維持管理、運営に係る業務についてはこのポジションに当たる業務委託費というのがあるのか、ないのか教えていただけますか。②です。

○徳山企画官 これはこれとして委託費はあります。

○渡邊副主査 あるんですね。だから、お金を払いながら自由に使ってアーニングを上げてくださいますというところがやはり何か私はよくわからないんです。繰り返しになりますがお話をしても無駄なような気も今してきているんですけども。

○森山参事官 私は今お話をお聞きして感じたのですが、自主研修というのは任意の事業であり、委託により実施が義務付けられた事業ではなく、あくまでも契約外の事業です。ただ実施主体が、同じであるため混乱しているようである。

したがって、私は本来自主研修は受託事業者が第三者として使用をするということで、それは受託企業であろうと、全くの第三者であろうと同じ使用ですから使用料を当然払うこととすべきであると考えます。その場合、受託事業者自身で光熱費を使い、その費用を自ら支払うこととなるので、トータルとしてプラス・マイナスゼロで、結果的に同じだというお話ですが、契約上はあくまでも受託事業者が、委託外の研修を第三者としてやるという整理にした上で、しっかり施設使用料を払うということにした方が明確になるのではないかというような気がします。

○渡邊副主査 まさに私が先ほど来申し上げているのはそこです。そういう権利義務関係がはっきりしないと、委託の範囲がどこまでなのか。いつまでも仕切りができなくて、受託事業者も宙ぶらりんと言うと変な言い方ですけども、損益計算をちゃんとやれるのかというのと、受託事業者が本当にフェアユースをやってくれるのかという点の疑念は残ると思うんです。

○堺井課長 そうなると、施設を所有している我々が使う場合も我々は払うということにしないといけないのか。その場合は、構わないということなのかというのが残ってきますよね。

○森山参事官 その場合、機構自らが施設を使用する際は支払いを要しないという契約にするとおっしゃっていたように、その旨を契約上に明記すればよいのではないですか。

○堺井課長 その点はそれでいいとして、では受託事業者がさっきおっしゃったように自分で我々からお願いされていない研修をする場合には、第三者的な使い方をして利用料を払うというような仕組みにすれば大丈夫だということですね。

○渡邊副主査 大丈夫というのは、契約関係をはっきり分ける。

○堺井課長 それは、はっきりします。

○森山参事官 あるいはもう一つの選択として、自主研修というのも委託契約に入れてしまうことも考えられますが、委託契約範囲の外に出した以上は第三者として使うか、どちらかにするという事だと思えます。選択肢として2つです。自主研修も含めて委託するというのであれば、自分で委託されたものを使うわけですから施設使用料は支払う必要はありませんが、自主研修は委託しない契約とするということをお判断するのであれば施設使用料を払うこととする。委託していない事業ですから。

○榎谷主査 今、課長がおっしゃったようなことで、機構にお願いされて、機構にやりますかと言って、やりますと言ったときに、これは機構の信用できているので、その第三者は事業者で優秀なところなのかわかりませんが、名前が違って、それはそれで目的は同じだからいいというもの、何となく整理が取れないような気がします。機構にきているわけです。機構の中小企業大学の名前できているわけですね。それを、うちはやっていませんから、ここでやっていますからよろしくお願ひしますというように振って

しまつて本当にいいのかなという気はします。

自分で営業活動をして、昔で言うとモデル事業だとレックですね。レックという名前で募集してやる分には、研修の内容がまずくても機構の信用に影響はしませんよね。ところが、機構にきて、例えばレックが余りよくなかったら、これは機構の信用ですよ。つまり、機構の事業として私はやっているのではないかと思うんです。そうすると、やはりこの中に入れておかないと、単に有効利用、有効活用のテーマでやるのは逆に機構の方、中小企業大学校の方にリスクが出るのではないかと思いますけれども、それは違いますか。とにかく入れておいて、どこまで目標を持ってもらうかですね。

○徳山企画官 入れますと、要求水準があるのか、ないのかということで、前回の話になりまして、それはやはり附帯的ということであれば要求水準がなかなか立てにくいということですね。

○櫻谷主査 要求水準を立てて、できなかったときのプライオリティをどうするかというのはあると思います。やはり自主研修というものがあるわけだから、そのときにちゃんとやってもらわないと困るわけですね。メニュー、附帯事業があるわけですから、附帯事業をやらぬと言うならば別ですけども、あるわけですから、あるものはやはり附帯事業といえどもちゃんとやってもらうというのが本来ですね。

○堺井課長 ですけども、件数が出るかどうかわからないのに要求水準を設定した途端、今回の旭川校でモデル事業をやったときにはゼロだったわけです。要するに、要求水準を設定するのが我々としては合理的ではないと判断せざるを得ないので、そこは外したいと思います。ですから、自主研修は外して、もし自主研修みたいなものをやられる場合には、あなたの名前でやっていただいて、それは第三者的な使い方をしていただく。使用料は払ってもらう。行って来いかもしれませんが、一応使用料は払ってもらうということにして、それで整理をつけていく。それで、機構自らが使う場合は、これは契約に入れておくので、我々はお金は払わないということで、それを納得していただいた上で契約してもらう。そういう整理だとすっきりしますね。

○逢見副主査 ただ、その場合でも施設の所有権は機構にあるわけだから、所有権者としての管理責任があるはずですね。そうした点についてのガバナンスがある程度ないと、何に使っているか全くチェックもできないというんだとやはり問題が出るんじゃないですか。

○稲生専門委員 そこは、第三者的に使うときに多分お伺いを立てるという仕組みにするわけでしょう。こういう研修をやりたいと。

○逢見副主査 まったく関与せずということではなく、何かそれらしいことは書いておかなければいけないですね。

○稲生専門委員 それは個々に判断することになるわけでしょう。年間計画でやるべき話じゃないので、個々に持ち込まれたら、この研修はしていいとか、それはやはりまずいとか、そういう感じの判断をされると。

○佐藤経営基盤支援部人材支援調整課長代理 それは今のモデル事業でも同じように、相談があれば承認するか、しないかというのは我々の方でも受託者と話していますし、それはやっています。

○渡邊副主査 勝手に口を出して恐縮ですけども、多分一件一件、例えばこの部屋を使う目的がこれでというところは実務的にワークしないので、そういう意味で一定の範囲だ

ったら自由というか、ある程度使えるという状況でガバナンスの観点から、事後的になるのか、事前かは別として、これを超えるようなときには所有者としてチェックを入れるということを多分逢見先生は言っておられると思うんですけども。

○徳山企画官 施設利用のガバナンスについては、たしかにまだこの実施要項に入っていないとは思いますが、もちろん契約にそういうことは入ると思うんですが、その辺も含めて、そうすると一応行って来てになるんですけども、利用料を払うということにして、自主的にやる研修は契約の外だという整理にする。そういった辺りが今の実施要項の書きぶりで十分かどうかということなんですけれども。

○逢見副主査 契約書に書くから実施要項には一切書かないということだと、さっき言ったガバナンスの問題があると思うんです。だから、使ってもいいけれども、その範囲がどうするであるとか、疑義がある場合はその都度協議するとか、そういうことは実施要項にも要るんじゃないですか。

○徳山企画官 自主研修のところを削って、その後どうするんだという話が全然ないので、そこを若干でも書き加えた方がよいという話ですか。

○渡邊副主査 入札に参加する者の立場からすると、契約を全部詳細に見なければだめだというのはなくて、まず実施要項を見て、先ほどのこれの枠外でやったときには自分たちにもこのくらいの負担が生じ、事業をやるときには自分の名前でやらなければいけないんだということがわかるようにしておく必要があると思います。

そういう意味で、だめだと申し上げているつもりではないんですけども、文言を削るだけではなくて整合性というか、削った後の仕組みの整合性を入れ込むという作業が必要なんじゃないかと思ったり、多分逢見先生から御指摘があった点というのは、ほかの例で事前のアプルーバルを取ることの大変さと、かと言ってチェックしないわけにいかないというところの整合性をどう考えるかというのはほかにも使った例があったので、そこを御参考にさせていただければ、一から考えるよりはたたき台みたいなものとしてお使いいただけるのではないかと思ったんですけども。

○徳山企画官 若干削った分の、それに代わる記載を少し工夫して入れた方がよいと思われますので、少し御相談をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○渡邊副主査 何もないより、たたき台になるものがあつた方がいいですよ。

○堺井課長 もしありましたら参考にさせていただきます。

○櫻谷主査 お金を払えと言っているわけではないんです。ただ、明確にしてくださいと言っているだけです。そうでないと混乱しちゃうし、だれの責任か、あいまいになってしまう。機構の責任なのか、事業者の責任なのか。

それから、実施要項の 14 ページに審査項目表というものがあるんですけども、これが全部ですね。これは評価点が 10 点もあるし、70 点もあるし、これは当然そうなんですけれども、例の施設の部分については一番上に施設管理の云々と書いてあるんですけども、実質的な施設の中というのは下から 2 つ目の枠の「計画が具体的であり、長期間、安定的に」云々ということで、「さらに施設の有効活用計画が優れており、客観的な裏づけがなされているか」ということなのですが、これはとにかく全部で 200 点でしたか。この中の 20 点だけなんです。これは何となくトータルで出すときに施設は施設で非常に重要ですから、例えばこれが 0 点でも 180 点は取れるわけですね。極論を言えば、そんなことはあり得

ないですが、単純に計算するとそうですね。何かこの配分をしているんですか。配分をしていることはしているけれども、これは何かもうちょっとできないんですか。20点しか配分されていない。

研修と施設の管理ですから物が違うので、それぞれやはりきちんとやってもらわなければいけないわけですよ。全体の中の20点しかないということはどういう意味を持っているのか。

○稲生専門委員 これは価格点も同じで1割しかウェイトがないということで、維持管理が極端に運営面についても価格点についても随分低いなという感じがしまして、これはどういうことなんでしょうか。今更ながらという感じもするのですが。

○仁賀部長 維持管理につきましては、仕様書でやってもらうことは全部書くので、当然のことながらやりますという答えしかないと思うんです。それより更にとまりますと今度は経費が上がってくるので、基本的にそれほど差が出るものではないのではないかと理解しております。やってもらえることは全部書いてあるので、それをやるだけの話と、お金が幾らですかという話になると思ってしまして、それがダメならばそもそも対象にはならないですし、そういう観点で低目に設定してあります。我々としては研修事業の方が大事だという話で、そちらの方のウェイトを高くしております。

○稲生専門委員 やるのが当たり前というのは確かにそうなのかもしれないけれども、ただ、榎谷主査がおっしゃったようにやはり管理計画というのは結構大事で、要するにこれは0点でもいいということでもいいかげんな計画を立ててやってきても、取ってしまう可能性が実際にあるわけですね。あとは減額のインセンティブだけでモニタリングしていくことになると思うんですけれども、大丈夫かなという素朴な疑問なんです。むしろ出しているのは当たり前とおっしゃるかもしれないけれども、もう少し配点を加えて、5年間でしたか、ある程度長い期間で施設の維持管理を任せるわけですので、そこは価格点はともかくとしましても、いずれにしてもサービスの一環として施設管理についてもうちょっと重きを置いてもいいような感じはします。

○榎谷主査 要求水準の方も、例えば施設の対応ですね。受付だとか、宿泊だとかありますよね。そういうものの満足度とか、そういうようなものも私はあるような気がするんです。その評価が全く要求水準には入っていないのではないかと思います。当然すべきことはするんだと言われたら、それはそうなんですけれども、機構というか、中小企業大の目的が研修だというのはよく理解できるので、それが崩れていると維持管理だってわかりますけれども、やはり委託する以上はこうしてもらいたいというのは、それはそれで私は何かあるような気がするんです。

○稲生専門委員 かなりの金額を払うわけでもありますし、そういう意味では施設管理を重視するというのが今の公物の管理のある意味では基本になってきているのではないかと感じはします。

○榎谷主査 この14ページのバランスも、200点の中で70点と、ここがものすごく多いんですね。これが一番重要だということで70点の配分をされているんでしょうけれども、この配分が本当にこれでいいのかということと、それから事業実施能力のところのちょうど真ん中のところですね。例の地域の云々、連携云々という話もあるんですけれども、その下の「事業者向け研修について、大が校が所在するそれぞれの地域での経験が豊富であ

るか。中小企業者向けに経営管理などの分野の」云々と書いてあるんですが、なぜ事業者向けだけをわざわざ取り上げているんですか。

事業者というのは中小企業者という意味ですよ。中小企業も含めて、大会社も含めてということですか。これは、従業員向けもあるじゃないですか。なぜ地域での経験が豊富で云々がここにきているのかですね。地域の経験というのは私も要らないと思うんですが、事業者向けとなると中小企業者の経営者向けですね。それはそれで大事だと思います。そういう研修もあるわけだから。

ただ、逆に言えば従業員の方向けのものもあるはずですね。そこが抜けてしまっているような気がするんです。中小企業大学校だから中小企業者向けというのはわかるんですよ。もっと違う観点からというのはよくわかるんですけども、ここを特に強調したいという意味なんです。

○仁賀部長 これではメッセージを出そうとしていて、要するにいろいろな研修をやっている人はいるけれども、その中で中小企業経営者向け、事業者向けの話についてやっている人にポイントをあげたいということです。

○櫻谷主査 そういう意味なんですか。経営者向けの研修をやっているところに少し入ってもらいたいという気持ちがこれに出ているんですね。

でも、地域での実績というのはそんなに要するのか、要らないのかですね。地域性をわかるという意味では確かにその上のもと同じだと思うんですけども、地域性のことがよくわからないといけないという意味ではわかりますが、実績が豊富と言われてしまうと地域というのはどの程度なのかですね。

○稻生専門委員 やはり3つ事業者実施能力があって、10、20、40とあって、地域との関係は20点だけでよくて、40点の方については事業者向けとか、従業員向けの研修の実績があるかどうかという形にしてしまった方がすっきりして、民間さんも応募しやすいんじゃないですか。余り地域、地域と出してしまったときに相当限られるんじゃないかという気がしてしまうんです。

あるいは30、30に変えて地域のところも、より見るのであれば、それはそれで仕方がないのかもしれませんが、これで見ると、要するに60点が地域、地域ということで結局評価することになりかねないですね。

○仁賀部長 我々は大学校をローカルにいろいろ持っています。

○稻生専門委員 趣旨はもちろんわかりますが、結構ハードルが高くないかなと。もちろんレックみたいな業者が全国展開していますから、そういうところが参入したということがあるので杞憂かもしれませんが。

あと、もう一点いいですか。別に、3ページのところで「研修室等の利用状況(開校日率)」というのがあります。これは今までの議論をまとめると、どの開校日率なんですか。つまり、指定研修だけをとらえた開校日率ですか。でも、そう読むのが筋ではないんですか。ここはいまだによくわからないんですが、委託するのはあくまでも指定研修ですよ。

ところが、さっきのお話だと、運営も委託しているからという読み方でこの75%というのは、要は指定研修以外のものも含めた利用率でカウントするということが何となくすっきりしないんじゃないかといまだに思っているのですが、ここはどうなんですか。つまり、これはむしろ2つ指標を設けて、指定研修についての開校日率と、強いて言えば

全体の自主研修だとかも含めたような開校日率みたいなことで分けて把握をしていかないと、何となく外部の者からした場合にはわかりにくいのではないかという気もするんですけども、その整理はいかがでしょうか。

○渡邊副主査 1つ付け加えさせていただいていいですか。私は本当に研修というのがすごく重要なコアの部分だとしたら、研修についてだけ例えば80とか、75くらいでしょうか。そういうふうにして、施設の有効利用という観点からすると、そのハードルをちょっと下げてあげる。それで、本当に研修を頑張ってもらいたいならばそういう意味でそこを確保するようなダブルスタンダードにするという方法もあるのかなと思って伺っていたものですから、そういう意味で全部一律の違う基準でもし施設の有効利用よりも研修の方が大事だということであれば、おしなべて足してというのではなくて、そういう物差しのつくり方というのもいいのではないかと思って拝見していたんですけども。

○佐藤課長代理 この要求水準指標を設定したときの趣旨を申し上げますと、研修に関する指標については開校日率以外のところで見られます。特に研修人日数という指標がございます。これは単純に受講者数に日、時間を掛けていますので、これで研修の稼働状況がある程度わかるのではないかと。要は、食堂を何人利用するかというのもこれで見られますし、それで研修の稼働状況とか利用状況というのは測れるのではないかと。

一方、開校日率の方は、大学校の施設というのは研修が主で、御提示しているカレンダーを見ていただくとおわかりのとおり、まず研修の計画を決めて空いたところで地域の方の方に利用していただくという、あくまで従と属の関係ができていますので、それは研修の開校日率を含めた中で空いたところでどれだけ工夫をしているかというのをこの開校日率で見たいという意図がありまして、設定させていただいているところです。

○稲生専門委員 そうすると、それは言ってみれば施設の有効利用業務的なものもやはり施設の維持管理及び運営の中に入っていると読まないといけないわけですね。そうしないと、この数字の意味がなくなってしまうことになるわけですね。そこは、何かこの関係は整理いただかないと、話を聞いてようやくわかるようなところがある。

○徳山企画官 この開校日率はそもそも地域経済社会の貢献に含まれているということもちょっと違和感があるんです。例えば、施設の有効利用としての開校日率だという位置付けに変更するというのも1つの案ではないかと思っているわけです。

○稲生専門委員 これは本当に大丈夫ですか。しつこいようだけれども、結局、法律の15条2項3号で施設の有効利用は入っていると読むしかないわけですね。施設の有効利用は附帯する業務なんですか。

○榎谷主査 違うと思いますね。

○稲生専門委員 何か違う要素じゃないんですか。それを根拠に運営の中に自主事業の方も読むとさっきおっしゃったけれども、そうすると結局有効利用だと。では、有効利用をすることが機構さんの業務あるいは附帯業務に入っている。そこは本当に大丈夫ですか。そこで読むしかないわけですよ。今の御回答でなくてもいいんですが、そこは整理いただいた方が本当にいいような気がしてきました。

○徳山企画官 法律上の整理もまた御相談をさせていただくということで。

○榎谷主査 審査基準、審査項目もちょっと見直してもらえますか。文章的に意味がわからないようなところもあるので。

○徳山企画官 今回修正したところはいかがでしょうか。

○逢見副主査 国、地方公共団体との連携という部分です。46 ページの 15 条 1 項 2 号で最後に「都道府県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の研修」とありますね。これは、二重行政みたいに重複しないということを言っているのですか。そうすると、なぜここで都道府県との連携ということが評価されるのかということがあるんです。

○渡邊副主査 多分、地域性の話ではないでしょうか。

○逢見副主査 地域性はわかります。けれど、自治体と連携した実績というのは余り関係ないように思います。むしろ重複しないようにして設置しているわけでしょう。都道府県がやっていないところでやると。

○佐藤課長代理 そもそもこの大学校を設置したときの趣旨を見ていくと、確かに役割分担の話でして、都道府県、支援協力機関である商工会や商工会議所と言っているものがあるのですが、それらについては基礎的な研修とか、講習会を中心にその当時からやってきました。

一方、国で直接中小企業者を研修するときは高度で専門的な都道府県ができないような研修をしますと、役割分担の関係の中で整理されてきた。そうすると、基礎的なものと例えば高度で専門的なものというのはやはりパッケージで中小企業者に教育として提供する場合ももちろんあると思います。そこはニーズを共有化したり、その地域での体系化をつくったりというのはやはり行政側とのコミュニケーションを取っていかなければならないと思います。

その際に、日ごろネットワークを持っているとか、連絡体制はもともと実績があるという方が、よりやりやすい関係がつかれるのではないかとということがございまして、公共サービスの実績、研修の業務の基盤となる試験ということで入れさせていただいています。もちろん入札参加資格ではございませんので、相対評価していく中で見させていただくということにはしていますけれども。

○逢見副主査 研修はもともとオーバーラップしないようになっていて、都道府県がやっているものは一般的な研修で、機構がやっているのは専門的な、より高度性のあるものだとするならば、こちらでやっている実績というのは、これがあるから専門性の方にいけるというものではなくて、そこは、評価しなくてもいいと思うんです。

ただ、地域のことがよくわかっている。北海道ならば北海道の地域事情とか、福岡県ならば福岡県の事情がわからないと、そういう人たちに的確な研修は提供できないということはあると思うんです。でも、それは連携実績ということとは違うんじゃないかと思うんです。要するに地域の事情に精通している、あるいはネットワークがあるとか、そういうことでいいような感じがするんです。連携した事業の実績が豊富かどうかとか書いてありますけれども、もう少し検討していただけないでしょうか。

○榎谷主査 ランキングを付けようという話ですからね。30 点ずつ減らしていくとかで、その 30 点ずつ減らしていくのも果たしていいのか。30 点ずつ減らされたときに 1 つで負けてしまったら全部負けてしまうのかというところもあるので、これを見てどういう結果が出るのか、イメージしにくいんです。あとは施設管理のところは 20 点しかないとか、そんなものがちょっとあるので、ここももう少し見直してもらった方がいいのかなという気はします。

それから、文章で書いていることも非常に抽象的なので、果たしてこれが必要なのかどうかということと、中身は読んだだけではわからないということもあるので、想像はできるんですけども、文章の方を見直してもらったらいかがかと思います。わかりやすい文章にしてもらったらいいですね。

○徳山企画官 ほかのところも含めて、表につきましては再検討ということでお願いします。事務局とも御相談をしていただければと思います。

○樫谷主査 よろしいですか。そうすると、再来週ということですね。

○徳山企画官 また御相談をして来週できるかどうか、再来週の方がよろしいかと。

○樫谷主査 今の流れからして、そうですね。

では、本日の審議はこれで終わりたいと思います。機構におかれましては、事務局と調整していきながら今日の議論を踏まえた調整をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

何か質問がありますか。

○堺井課長 施設のウェートを高めた方がよろしいのではないかというお話についてですが。

○樫谷主査 高めた方がいいのかどうかはわからないのですが、これだけではちょっと配点として少ないんじゃないかという気がしているので、それは検討してくださいということです。

○堺井課長 先ほど申し上げたように、やっていただきたいメンテナンスだとか、そういったものは指示させていただいたものやっていた。見た目にきれいだからいいじゃないかと言って、何回か手を抜くと、それはもちろんコストは削減できますが、後の傷みが激しくなるということから、我々が今までやってきた修繕の仕方というものを指示させていただくということに対する回答になりますので、余りそこは点に差がつかないかなと思っています。

あとは、確かに施設絡みで受付の方の接客態度とか、そういうものをよくしてもらいたいというような話はもちろん我々としてもありますけれども、ただ、これは研修目的の施設ですから、研修以外の方に宿を提供するといったことをやるつもりは全くないので、そういう面で他のホテルなどと競合になっても勝てるような良いサービスを求めているものではなかったりするので、施設のウェートを高めることについて検討はいたしますが、我々も研修のウェートを高めたいという気持ちもありますので、そこは難しいとは思っています。

○稲生専門委員 それは、ある意味で非常にお役所仕事だなということを申し上げたいと思います。というのは、ホテル並みでなくても研修を受けた方がもう一回来たいというときに、やはり施設の対応もよかったよ、あるいは受付のサービスもよかったよということで、では来年も使おうかということもあるかもしれないわけですね。

そうであれば、稼働率が向上するという可能性もあるわけでありまして、そういう意味で民間の創意工夫が全く働かないかということ、本当にこの仕様書だけのことでいいのかどうかということについては、それでいいということであればいいんですけども、やはり稼働率を上げていくためにはそれなりのソフトなサービスの部分も充実できるような提案というんでしょうか。そういうものがあってしかるべきではないかとは思っています。ですから、本当に20点でいいかどうか、判断がそういうことであれば構いませんけれども、やはり御検討は是非していただきたいと思います。

つまり、維持管理というのはそんなに単純なものではないと思うんです。今まで貴機構がやってきたことが本当に正しかったのかどうかというのは、もっと実は提案していただく余地があるかもしれないわけです。ですから、もしそこに配点があることによって全然違う、つまり研修の内容もすばらしいし、施設の維持管理もすばらしい。ホテル並みでいいじゃないですか。そういう提案をしてくれるのであればですね。それをみすみすみふさいでしまうようなことはいかかなものかということをお我々は申し上げたいと思っているんです。

○堺井課長 提案の段階で非常にばら色の提案を出してきた場合には、逆にそれだけのコストをかけてペイできるのだろうかという心配があります。それで、結局取った業者の方がそういうサービスをよくすることによって我々は5年間の契約ということを考えているわけですから、その中でどんどん工夫をしていっていただくというのが当然の姿だと思います。変な接客態度を取ると自分たちの首を締めるわけですから、そこは事業者の方御自身でやられる話であって、申請の段階で非常に素晴らしいような接客のやり方をすると言われたとしても、我々はなかなかそれはどうでしょうかという感じになると思います。あくまでも実際に運営していく中での工夫ではないかと思えます。

○榎谷主査 そんなことを言ったら全部そうです。研修だってそうでしょう。いいかげんなことをやったらお客がどんどん減っていくだけです。皆、同じなんです。実は、ここだけで入札することもあるわけです。そういう受付業務だとか、あるいは施設の管理運営業務で入札しているところもあるので、そういうものをやはり参考にされて決めるべきだと私は思います。

○稲生専門委員 単なる仕様書の発注だけであれば、そもそも何でそれを公共サービスの法律の枠でやるんだという話になりかねないです。だから、もしそういうふうな余地があるのであればそれも点数化した上で、その代わり言った以上はやってもらいますよという世界がまさにこの公共サービス改革ではないかと思えます。そういう意味では、あとは自主的にやっていってください、努力していってくださいということではないように思います。やはりおっしゃるように研修事業もそうになってしまいますので、見解の相違なのかもしれませんが。

○堺井課長 あとはウェートの問題だと思います。ゼロにしているわけではありませんので、そこはこれ以上高める必要性というか、合理性があると考えられるかどうかということで、また検討した結果を御報告したいと思えます。

○榎谷主査 いずれにしろ、よく検討していただいて、事務局とも話をしながらやっていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。
本日はどうもありがとうございました。

(終 了)